

区民相談一覧

川崎区役所地域振興課(12階)では各相談を無料で行っています。

- ・紛争相手との交渉、書類の作成・審査など相談の対象にならないものもあります。同じ案件の繰り返しのもの、法人からの相談も対象外です。
- ・予約方法は各相談事で異なりますので備考欄と注記を参照してください。
- ・相談に係る**電話料金は相談者の御負担**となります。(予約時間に指定の電話番号に電話して頂きます。)

令和6年4月1日現在

相談内容	相談名	相談員	相談日 (予約制)	相談時間 (面談時間)	備考
日常生活での困りごとなど相談の総合案内	市民相談	市民相談員	月～金曜日	8:30～17:00	注4)参照
不動産、金銭トラブル、損害賠償、相続、親族、契約、債務整理など	弁護士相談	弁護士	原則として 毎週金曜日	9:30～11:30 (25分以内)	予約制 注1)参照
相続、遺言、成年後見、不動産登記と 手続などの相談、その他くらしの問題 に関する事など	司法書士相談	司法書士	第1火曜日	13:00～16:00 (25分以内)	予約制 注1)参照
司法書士相談に加え民事に関する紛争 (ただし、140万円以下のものに限る。) に関する事など	認定司法書士相談	司法書士 (法務大臣認定)	第3金曜日	13:00～16:00 (25分以内)	予約制 注1)参照
遺産分割協議書、遺言書、任意後見 契約書などの書き方	行政書士相談	行政書士	第2水曜日	13:00～16:00 (25分以内)	予約制 注1)参照
税金の計算方法、申告内容や申告手 続など	税理士税務相談	税理士	第2木曜日 3月は第4木曜	13:00～16:00 (25分以内)	予約制 注2)参照
税金に関する基礎的な知識や申告窓 口の案内など	税務相談員による 税務相談	税務相談員	月～金曜日	10:00～12:00 13:00～16:00	注3)参照
宅地建物の売買や契約など	宅地建物相談	宅建协会会员	第4水曜日	13:00～16:00 (25分以内)	予約制 注1)参照
家の新築、増・改築、修理など	住宅相談	専門相談員	第3火曜日	9:00～12:00	注4)参照
耳や言葉の不自由な人のお困りごと	ろうあ者・難聴者相談	専門相談員	毎週水曜日	14:00～16:30	注4)参照
日常における人権に関する問題など	人権相談	人権擁護委員	第2火曜日	13:00～16:00	注4)参照
国の行政機関等の業務に対する意見、 要望など	行政相談	行政相談委員	第1金曜日	13:00～16:00	注4)参照
仕事を探している方の就職相談	就業マッチング	専門相談員	月・木曜日 【予約制】	10:00～12:00 13:00～17:00	予約制 注5)参照

注1)「弁護士相談」、「司法書士相談」、「認定司法書士相談」、「行政書士相談」、「宅地建物相談」の予約申込みは、相談予約コールセンター(電話 044-200-0108)に御連絡ください。

注2)「税理士税務相談」の予約申込みは、サンキューコールかわさき(電話 044-200-3939)に御連絡ください。

注3)「税務相談員による税務相談」は、市税証明発行コーナー(区役所1階)で受付けます。

注4)「市民相談」「人権相談」「行政相談」、「ろうあ者・難聴者相談」、「住宅相談」は、地域振興課相談情報担当(12階)で受付けます。

注5)「就業マッチング」の予約申込みは、キャリアサポートかわさき(電話0120-95-3087)に御連絡ください。

お問合せ:川崎区役所地域振興課相談情報担当

電話 044-201-3135

FAX 044-201-3209